

1. ご意見いただきました 「市民の声」

4月は約40件、5月には約30件の[ご意見](#)
[やご要望](#)をお寄せいただきました。

生活衛生に関することをはじめ、学校選択制・学校給食、放置自転車・駐輪場等に関するご意見が多く寄せられています。

その中でも特に、「[まつ毛エクステンションの施術](#)を行う営業者」についての情報提供が多く、内容については、「施術を行うにあたって必要な資格（美容師免許）を取得せずに営業している店がある」といったものです。消費者センター等に寄せられる健康被害の相談件数も増加しているようです。施術にあたっては、危険性を十分理解したうえで、施術を

受けるかよく検討し、美容所で技術のある美容師の施術を受けるようにしてください。

ほかに、区役所庁舎前の植物アイビー（常緑のつる性樹木）について、「つるが伸びてきており、歩行に支障がでる」とのご意見をいただきました。早速、花壇からはみ出したツルは、通行される方々の安全確保のために伐採を行いました。今後とも通行されるみなさんの安全を損なわないよう、随時伐採作業を行います。

これからも、みなさんからの様々な[ご意見](#)
[をお待ちしています。](#)



2. 大阪市地域防災計画(修正案) パブリックコメント募集中!

大阪市では、平成26年1月15日に開催した「[大阪市防災会議](#)」におけるご意見や、「大阪府地域防災計画」の修正（平成26年3月）等を反映した「大阪市地域防災計画」の修正を行います。これは、東日本大震災の教訓と、[南海トラフ巨大地震の被害想定](#)により明らかとなった公助の限界を踏まえ、防災対策の一層の強化・推進を図ることを目的としています。

防災対策の一層の強化・推進を図るため、パ

ブリック・コメントを通じて、市民の皆様ご意見をいただき、計画の修正に活かしてまいります。ぜひご意見をお願いします。

<修正の趣旨>

- 災害から自らを守るため、“個々の自立（自助）”“個々が連携する体制（共助）”など、防災・減災につなげる仕組みの構築
- 「大阪市・市民・事業者等の責務と役割」を明確化し、それぞれが責務と役割を果たし、相互に連携を図りながら協力することにより、防災・減災対策を推進
- 広域・甚大な災害に対するソフト・ハード両面を組み合わせた対策の推進

【応募方法】

[市ホームページ](#)にある「ご意見記入用紙」をご使用のうえ、持参、送付、FAX、メールによりお寄せください。

◎提出先：〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20 大阪市役所5階
大阪市危機管理室 大阪市地域防災計画(修正案)意見募集係

◎FAX：06-6202-3776

◎メール：bousai-keikaku-iken@city.osaka.lg.jp

◎受付期間：平成26年6月9日(月)～7月7日(月)

◎注意事項：電話や窓口での口頭によるご意見は、受け付けておりません。
個別の回答はいたしかねますので、ご了承ください。

◎問合せ先：大阪市危機管理室 電話 06-6208-7384

